

るが故に世の有志諸君も亦我が國の現状に鑑み叙上の理由を理解せられ官民相協力して斯業の發達の爲めに盡力されんことを切望して已まざる次第である。

## 道路改良問題の歸趣

道路改良會  
理事

桐 島 像 一

道路網の完成並にその維持管理が産業活動の根幹をなすは言を俟たない本邦の道路施設は封建時代の遺物として近代産業國家の理想に副はざるものあり、根本的の建直しを緊要とするも長く顧みられなかつたが、大正八年を一轉期として同年道路法が制定せられ、従來閑却された道路が茲に嚴然國法上の存在となり、朝にありては道路會議野にありては我が道路改良會の設立あり、道路に無關心なる民心を刺戟する所があつた。續いて東京始め全國の主要都市に都市計畫專業勃然として起り、此の間所謂産業道路開設計畫或は自動車道路網の計畫等の論議を見るに至つて、道路法制定以來過去拾年の間に、國內道路改善の趨向顯著なるは同慶の至りと云はねばならぬ。

今東京市に於ける道路改善の實蹟を顧るに、震災前にありては所謂市區改正の名の下に、明治廿年代の頃より街路改修に努めて來たが、市民從來の、因襲の久しき、加ふるに個人經濟的の利害關係が錯綜してその實行兎角姑息に流れ、帝都百年の計として將又市民の保安、衛生、交通、經濟上の福祉より見て頗る徹底を缺く有様であつた。街路面積の一點に就て見るも、市全面積に對するその割合はロンドンの二割三分、パリの二割五分、ベルリンの二割六分、ウキーンの三割五分、ニューヨークの三割五分、ワシントンの五割四分に對し、僅に一割餘に過ぎず、歐米の近代的大都市に對し著るしく遜色があつたのである。然るに大正十二年の大震災は一の天譴として、道路の擴築改良を斷行すべき絶好の機會を與へられ、所謂帝都復興計畫に於て幹線道路五十二線、補助線街路百二十二線其他を決定し、下町焼失區域に於ける約百十一萬坪の潰地が大體に於て街路に編入せらるゝ結果、山の手方面は暫く措き、下町に於ける街路面積は市總面積の二割五分に近く、該計畫完成の曉は先づ前述の歐米大都市の程度に面目を一新するに至るのである。又街路の舗裝も、大正九年長くも御内帑金三百萬圓を道路舗裝費として御下賜の事あり、同年道路局の開設を見て、舗裝計畫實行の道程に就き、偶々大震災に遭つたが中途挫折する事なく、着々實蹟を擧げて、天下の惡道路の非難を一掃せんと努めつゝある。

然し乍ら、道路系統が如何に近代的都市計畫の理論の下に整備せられ、道路の構築が如何に技術經濟に於て優秀であつても、道路の維持、管理に於て、路面交通の整理に於て缺くる所があつては、折角の道路計畫も有終の美を收むるを得ないのである。此の點關係當局は固より一般市民の三思反省を要するのであるが、今我々が日常目睹する極めて卑近な二三の事例に據つて、所感の一端を述べれば、

先づ第一に、先頃堀切市長が宮中に伺候して東京市政の全般に就て御進講申上げたる際、街路堀鑿の反覆に關し御下問を蒙り、恐懼し奉つたと傳へられる。市長は直にその對策に就て調査研究の結果、關係事業者即ち市電氣局、下水課、水道局、瓦斯會社、電燈會社等の代表一堂に會し、今後工事による交通その他の障害を出來得る限り尠からしむる事に努力する様協定したとの事である。今東京市の調査に據るに昭和三年三月現在の市内道路構成別は次の通りである。

砂利敷道	八〇七・二三六・一二三平方米
鋪裝道	一、五五六・九二七・九一同
軌道敷道	八一〇・四〇九・五六同
溝渠	八〇二・〇四一・九七同

而して同年度中の道路堀鑿は如何といふに、

堀鑿者名	砂利敷道	鋪裝道	合計
遞信省	二五、二九二・五五 平方米	三、五三七・一八 平方米	二八、八二九・七三 平方米
市電氣局	六九、一九六・六八 同	六、七九六・六八 同	七五、九九三・三六 同
市水道局	一六二、七〇七・三四 同	三、四八四・二九 同	一六六、一九一・六三 同
瓦斯會社	一六二、九八一・七二 同	四、六三一・三九 同	一六七、六一三・一一 同
電燈會社	五〇、六一七・九六 同	六五一・二三 同	五一、二六九・一九 同
市下水課	七五、八五一・二四 同	一、五三三・八八 同	七七、三七五・一二 同
東京電力會社	一八、一九五・〇三 同	— 同	一八、一九五・〇三 同

地下鐵道會社	三、一六三・六三 同	三、一六三・六三 同
自費工事其他	二二、八一三・二一 同	二六、一五八・六六 同
計	五九〇、八〇九・三六 同	六一四、七八九・四六 同
		二二、九八〇・一〇 同

であつて、砂利敷道は約七分三厘、鋪裝道は約一分五厘、砂利敷鋪裝道全體に於ては約六分四厘を掘鑿した事になる。聞く所に據れば、地下埋設物を有する官廳會社は捨四を數へ、その埋設物の延長實に二百三十六萬間に及び、道路延長の三倍二分に當るとの事であるから、之れが根本的整理は財源その他に於て到底一朝一夕に遂行するを得ざるは當然である。就てはせめて關係當局、事業團體に於て、折角出來た協定は何處までも之を尊重し、既に道路協議會に於て充分審議を盡された事と思ふが、此の上共一層の努力を以て、從來市中到る處に繰返された亂雜、無秩序の道路掘鑿により、市民に不便と不快を與へたといふ非難を絶ち、晨に鋪裝し夕に之を掘返す如き無益な努力と無駄な費用を節する様心掛けねばならぬ。

第二、道路の修理、掃除の現状に就て一言するならば、鋪裝道路の掘鑿跡が砂利で埋め戻した儘でいつ迄も放置されるのは往々見受けられる所であるが、特に道路の清掃に就ては寧ろ一般市民の反省を求むるに至當とする。歩車道境、街路樹の下に自轉車、手車、商品空箱類を亂雜に放置し、軒先が如何に紙片、煙草吸殻等散亂するも捨て、顧みざるは商店街共通の現象のやうである。道路掃除が都市の經營にあるを原則とするも、元來は道路沿人家銘々の負擔であつた事に相違なく、今日を去る百八十餘年前、一七四七年紐育州長官の告示

‘Whereas, The Health of this City (With God’s Blessing) greatly depends on the Freeing, the Streets, Lanes, Alleys and Docks, from Filth or Dirt, Heaps of Dung and Rubbish, and oyster Shells, and Keeping them clean from such Nuisances; These are therefore, in his Majesty’s Name, to require and command all and every of the Inhabitants of this city, immediately to clean away all such Nuisances and to keep their Doors and Kennels clean and free from all such offensive Materials, or they shall be prosecuted for their Neglect, as the Law directs in such cases’.

は明に之を證するのである。道路の清掃なり、撤水なり、除雪なりが、よし自治團體乃至所謂町會の仕事に移つても、心持に於ては何處までも、軒先道路は市民銘々の負擔であらねばならぬ。更に一步を進めて、廣く道路は都會といふ共同棲家の廊下であるといふ自覺が望ましい。此の點に就てアメリカの諸都市に見る學校兒童、實業團體、商業會議所を以て組織し、道路掃除夫に協力して道路の亂雜を防ぐといふ“Anti-Litter League”の運動の如き、卑近な市民教育に據るも一方法であらう。毎年火災季節になると、消防手は、路上の煙草吸殻も見當り次第拾ひ上げねば心に懸るとの事であるが、全市民が均しく斯の尊い心持を以て道路愛護に當るの日の近からむ事切望に堪へないのである。

最後に、路面交通整理の問題がある。東京の道路と交通の無秩序は外人の眼に如何に映じたか、英人イ、ヴィ、ルーカス氏はその東西遊記(“Roaming East and Roaming West”)に於て邦人の異常なる物質主義適態性を指摘し、ホテルの完備料理の美味、その他の物質化に贅嘆の辭を連ねて、さて曰く、だが茲に不思議にも一の落度がある、譬へば道路は惡道路である、東京に於てすら恐ろしいぬかるみだ、交通規則

(Rule of the road) は全然ないだから、車を驅る者は自分でどうしてよいか分らないばかりでなく、向ふからやつて来る者がとう来るか見當をつけねばならないから、つまり二重に混亂する事になる。交通規則は從來何度か試みられてもいつも有耶無耶になつたものと思はれる。又先頃來朝した文豪トルストイの遺愛トルストヤ女史の印象記の中にも、次の様な興味ある記述がある。

「私は或大通りで乗合自動車を待つてゐた。私の側を間斷なしに電車、自動車、自轉車が走り過ぎた。ところが私は交通の最もこみ合つたまん中に、小さな自轉車に乗つた一少年を見出した。これの背後の荷物用の箱には、げげげばしい色の「キモノ」を着た二人の幼女がのせられてあつた。私はこの子供たちは今に車に轢かれはしないかと思つた。ところが少年は、自轉車を右にまはして、街路を横ぎりはじめた。私は驚駭のあまり、もすこしで聲をたてるどころであつた。少年は右の手をあげて織るが如く行き交ふ自動車をとめた。私の目は吸ひつけられるやうに、この少年が車の間々を勇敢に横ぎり行くのを追うた。やがて、少年が無事に街路の向ふ側に到達したのを見て私はこの驚くべき國では何事も可能であることをさとつた。」

交通整理に關心を有つ者、何人も之を平然として讀下するを得まい、誠に路面電車、自動車、トラックが縱横に疾驅する中に、無数の自轉車、人力車、手車、牛馬車、歩車道の別を辨へざる歩行者が雜然として往來するが東京市の交通の現状である。此の高速度の中に無数の自轉車その他の緩行車の介在する點が、歐米の大都市に對し特異の交通状態を現出し、従て交通整理の局に當る者を困惑せしむるのであるが、之れか對策として道路、安全施設の改善、交通規則の確立を急務とするも、結局は市民各自の

交通道德の涵養實踐なくば、百年河清を待つに等しい。敢て交通道德と云はぬ、廣く善良なる市民として、都市生活に參與する一員たるの心持に間然する所なかつたならば、道路は自ら清潔を保ち、亂雑に陥る事なく、路面の交通も圓融無碍なるを得やう。道路改良問題の要諦として、市民道德の宜揚を待望する所以である。

## 道路を愛護せよ

神奈川縣知事 山 縣 治 郎

道路法の實施が我國道路行政上一大革新を齎したるものであり、道路を分類して夫々の管理者を定め、進んで國道を始め、多道路の改良が全國的に行はれ來つた事は、過去十年の實績としては甚大なる成果を收めたもので、邦家の爲洵に慶賀に堪えぬ處である。

翻て思ふに、道路の法制定まり、道路に關する管理者の責任と權限とが明瞭となるにつけ、道路は管理者の道路なりとして、放任して顧ず我國古來の美風たる道路愛護の觀念が漸く頽廢せんとするの傾向ある事を遺憾とするものである。

抑々道路に因り日常最も多く恩惠を受くるは沿道の居住者なる以上、社會奉仕の精神より言ふも